

愛知県病院事業庁  
岡崎市民病院

## 愛知県がんセンター愛知病院の岡崎市への移管について

愛知県と岡崎市は、愛知県がんセンター愛知病院を岡崎市へ経営移管することについて、移管の条件、移管後の病院のあり方等について協議を行い、本年3月31日に基本合意事項を記載した覚書を締結しました。

### 覚書の主な内容

- 1 愛知病院の経営を平成31年4月1日に岡崎市へ移管すること。
- 2 移管後の岡崎市民病院は、主に急性期、がん、結核、感染症に係る医療機能を担い、移管後の愛知病院は主に亜急性期、在宅復帰支援に係る医療機能を担うこと。
- 3 医療機能の再編は、平成30年8月末までに作成する将来ビジョンにおいて明らかにすること。
- 4 愛知県は岡崎市に土地、建物等を移管後、10年を限度として無償で貸与すること。
- 5 愛知県は、岡崎市民病院の結核病床整備に要する費用及び岡崎市が行う結核医療に要する経費に係る一般会計負担金を移管後10年間全額負担すること。
- 6 愛知県は、愛知病院の企業債を含めて債権債務を岡崎市へ一切引き継がないこと。
- 7 愛知病院の職員の移行について、医師は関係大学医局の人事異動に基づき行い、医師以外の職員は移行希望のあるものは岡崎市が割愛採用すること。
- 8 移管期日から10年を限度として、県職員を岡崎市の経営する病院へ派遣すること。

現在、愛知県と岡崎市は、覚書に基づいて愛知県がんセンター愛知病院を来年4月1日に岡崎市へ経営移管するための詳細な協議、手続きの準備等を行っています。